

小山町感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、地震による住宅の出火及び延焼を居住者が自ら防止することにより、被害の減少並びに町民及び地域の防災力の向上を図るため、感震ブレーカーを設置する者に対し、予算の範囲内において小山町感震ブレーカー設置事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては小山町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和51年小山町規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー 一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格に適合する構造及び機能を有する感震ブレーカーをいう。
- (2) 特例世帯 この要綱に基づく申請の日において、次のいずれかに該当する者が属する世帯をいう。
 - ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定による要介護認定を受けた者（要介護状態区分が要介護3以上のものに限る。）
 - イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（身体障害者手帳1級から4級までのものに限る。）
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのものに限る。)
 - エ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、そのものの障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 町内にある住宅を所有し、又は居住し、当該住宅に感震ブレイカーを設置しようとする私人（賃貸目的の集合住宅への設置については、当該住宅の居住者が実施する事業に限る。）

(2) 町内で戸建住宅を新築し、当該住宅に感震ブレイカーを設置しようとする私人
(補助回数の制限)

第4条 この要綱により補助金の交付を受けることができる回数は、1住戸につき1回限りとする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、補助対象事業に要する経費のうち、次の表のとおりとする。

対象者	住宅区分	補助率・金額
一般世帯	既存	設置費用の2/3 (上限5万円、千円未満切り捨て)
	新築	一律1万円
特例世帯	既存	設置費用の10/10 (上限10万円、千円未満切り捨て)
	新築	一律1万5千円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、小山町感震ブレイカー設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入及び設置に関する見積書の写し（第3条第1号に該当するとき）
- (2) 新築であることが確認できる書類の写し（第3条第2号に該当するとき）
- (3) 特例世帯に属することが証明できる書類の写し（特例世帯に属する場合）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象事業に係る住宅が自己の所有でない場合は、所有者又は管理者から感震ブレイカーの設置についての承諾を得なければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、小山町感震ブレイカー設置事業費補助金決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

- ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
- イ 補助事業に要する額の変更をしようとするとき
- ウ 補助事業を中止しようとするとき

(2) 補助事業が申請を行った日の属する年度の2月末日までに完了しない場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(変更又は中止の承認)

第9条 前条第1号の承認を受けようとするときは、あらかじめ小山町感震ブレーカー設置事業費補助金(変更・中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、小山町感震ブレーカー設置事業費補助金変更等決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 第7条の規定により補助機人の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該補助事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、小山町感震ブレーカー設置事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入及び設置に関する領収書の写し(第3条第1号に該当する場合)
- (2) 設置工事の施工前及び施工後の状況が確認できる写真(第3条第2号に該当する場合は施工後の状況が確認できる写真)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは補助金の額を確定し、小山町感震ブレーカー設置事業費補助金交付確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(請求の手続)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、確定の通知が到達した日から起算して10日以内に、小山町感震ブレーカー設置事業費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（報告の提出及び検査）

第13条 町長は、必要があるときは、補助対象事業に関し必要な報告若しくは資料を提出させ、又は職員をして実施について検査させることができる。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。第12条の規定により補助金の額の確定を通知した後においても同様とする。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）前2号に掲げるほか、町長が不適正と認めるとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により交付の決定又は確定の取消しを行った場合は、当該取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、小山町感震ブレーカー設置事業費補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備）

第16条 交付決定者は、補助対象事業に係る書類及び帳簿を整備し、補助対象事業完了の日の属する年度の翌年から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

小山町感震ブレーカー設置事業費補助金交付申請書

年 月 日

小山町長 様

住所

申請者 氏名

電話

小山町感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 設置予定製品等について

設置場所の所在地		
購入・設置予定製品	メーカー名	
	製品・品番号	
該当区分 ※該当するものに○をつける	既存住宅	新築住宅
購入・設置に要する金額 (税込金額)	円 ※新築時に設置の場合は記載不要	
申請金額	円	
着工予定	年 月頃予定	
完了予定	年 月頃予定	

2 住宅区分及び家主の承諾（持ち家以外の場合に記入）

設置場所となる住宅区分 ※該当するものに○をつける	持ち家（戸別・集合）	借家（戸別・集合）
上記の申請により、感震ブレーカーを設置することを承諾します。		
所有者（管理者）	住所	年 月 日
	氏名	
	電話	

※添付書類

- (1) 購入・設置等に関する見積書の写し（該当区分1号に該当する場合）
- (2) 新築であることが確認できる書類の写し（該当区分2号に該当するとき）
- (3) 特例世帯に属することが証明できる書類の写し（特例世帯に該当するとき）

口座振替記入欄

金融機関	銀行 金庫 農協	口座	フリガナ						
			名義人 氏名						
	本店 支店 支所 出張所		種類	口座番号					
			1 普通 2 当座 3 その他 ()						

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町感震ブレーカー設置事業費補助金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小山町感震ブレーカー設置事業費補助金
について、下記のとおり決定したので通知します。

1 交付

交付決定額 円

交付の条件

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
 - イ 補助事業に要する額の変更をしようとするとき
 - ウ 補助事業を中止しようとするとき
- (2) 補助事業が申請を行った日の属する年度の2月末日までに完了しない場合、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に対し、領収書等関係書類を整理し、これらの書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

2 不交付

(理由：)

様式第3号（第9条関係）

小山町感震ブレーカー設置事業費補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

小山町長 様

住所

申請者 氏名

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業
について、次のとおり（変更・中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 計画（変更・中止）の内容

2 計画（変更・中止）の理由

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町感震ブレーカー設置事業費補助金変更等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小山町感震ブレーカー設置事業費補助金の（変更・中止）については、下記のとおり決定したので通知します。

1 承認

2 不承認

（理由： ）

様式第5号（第10条関係）

小山町感震ブレーカー設置事業費補助金実績報告書

年 月 日

小山町長 様

住所

申請者 氏名

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業
について、事業が完了したので次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業の完了年月日 年 月 日

※添付書類

- (1) 購入及び設置に関する領収書の写し（第3条第1号（既存住宅）に該当するもの）
- (2) 設置工事の施工前及び施工後の状況が確認できる写真（第3条第2号（新築住宅）
に該当する場合は施工後の状況が確認できる書類）
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町感震ブレーカー設置事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった小山町感震ブレーカー設置事業費補助金
については、下記のとおり交付確定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第7号（第12条関係）

小山町感震ブレーカー設置事業費補助金請求書

年 月 日

小山町長 様

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付確定を受けた小山町感震ブレーカー設置事業費補助金について、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 振込先

口座振替（兼受領委任）記入欄									
金融機関	銀行 金庫 農協	口座	フリガナ						
			名義人						
	種類		口座番号						
	1 普通								
	本店 支店 支所 出張所		2 当座						
			3 その他（ ）						

債主と口座名義人が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。

様式第8号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町感震ブレーカー設置事業費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号により交付の決定（確定）をした
補助金について、小山町感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱第15条
の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還理由

2 返還命令金額

交付決定額	円
変更交付決定額（取消後交付決定額）	円
交付確定額	円
<hr/>	
返還命令額	円

3 返還期限 年 月 日